

## **〔事案 28-36〕 転換契約無効請求**

・平成 28 年 9 月 12 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約転換時、募集人より転換後の不利益事項について十分な説明を受けていないことを理由として、一部転換契約の無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 59 年 4 月に契約した終身保険の一部を、平成 27 年 8 月に医療保険に契約転換したが、以下の理由により、転換後契約を取消しまたは無効とし、転換前契約の復旧をしてほしい。

- (1) 募集人より、転換後契約は保障内容が充実しており、月 5,000 円の保険料で一生涯安心できるとの説明を受けたので手続を行った。暫くして見直したところ、転換前契約の保障内容は十分で、主契約の保険料払込は終わっているため保険料負担もなく、転換後はむしろ死亡保険金額は減額され、保険料の負担増となっていたもので、自分の認識と違っており、このような不利益な事実について十分な説明を受けていない。
- (2) 募集人より説明された先進医療特約契約の付加が本件転換の大きな理由であったが、結局付加することができなかった。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、転換後の契約内容について、保障設計書を用いた上で適切に説明しており、不利益事実の不告知はない。また、仮に申立人に誤認があったとしても、申立人の重大な過失によるもので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約転換時の状況を把握するため、申立人および募集人（営業所所長）に対して事情聴取を行なった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、転換後契約の無効ないし取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。